

## 工事請負請書

No.

工事番号	
工事名	
工事場所	
工事内容	別紙設計書, 仕様書及び図面のとおり
請負金額	円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
工期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
契約保証金	
契約条項	
<p>1 市長の書面による承諾がなければ, この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し, 又は承継させてはならない。</p> <p>2 設計変更又は工事中止の申出があった場合における損害の負担については, 当事者間の協議による。</p> <p>3 天災その他不可抗力に因る損害の負担については, 当事者間の協議による。</p> <p>4 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更はしないものとする。</p> <p>5 工事が完成した旨の通知を受理された日から14日以内に履行確認の検査を受け, その検査に合格した旨の通知をうけたときをもって, 引渡しとみなされたものとする。</p> <p>6 請負代金の支払は, 適法な請求書を受理された日から40日以内とする。</p> <p>7 検査又は支払の遅延による遅延利息は, 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定によるものとする。</p> <p>8 正当な理由がなく, 工事期間内に工事を完成することができなかつたときは, 違約金として遅延日数1日につき請負代金の1,000分の1の違約金を支払うものとする。</p> <p>9 各当事者の債務の不履行による損害金については, 当事者間の協議による。</p> <p>10 契約規則第36条の規定により契約を解除した場合は, 請負金額の10分の1に相当する額以上の違約金を支払うものとする。</p> <p>11 この契約条項にない事項で, 必要な事項については, 新潟市工事請負契約約款を適用する。</p> <p>12 契約に関する紛争の解決方法については, 建設工事紛争審査会に紛争の解決方のあっせんを依頼する。</p>	
現場代理人	

上記のとおり工事を請け負いました。については, 契約関係法令及び新潟市契約規則を遵守して誠実に義務を履行しますから請書を提出します。

年 月 日

受注者 住所  
氏名

(印)

(あて先) 新潟市長